

○桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(平成 19 年 9 月 1 日制定)

最終改正：令和 7 年 5 月 19 日

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理に係る体制並びに責務（第 3 条～第 8 条）

第 3 章 不正防止委員会（第 9 条～第 11 条）

第 4 章 内部監査（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 相談・通報等の受付及び対応（第 14 条～第 16 条）

第 6 章 雜則（第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この規程において「研究者」とは、本学に雇用されているすべての者及び本学の施設・設備を利用して研究に携わる教員及び職員等をいう。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。

（1）ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

（2）改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（3）盗用 他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（4）研究データの不適切な破棄 第 7 条第 5 項に定める保存期間の終了以前に合理的な理由無く、故意に研究データを破棄すること。

（5）研究費等の不適切な使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的研究費等の配分機関（以下「資金

配分機関」という。)の定め、本学の関係規程等に違反して研究費等を使用すること。

(6) 第1号から第5号以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

3 この規程において「部局」とは、本学の学部、学環、研究科、教育研究開発機構、先端医用工学センター及び桐蔭横浜大学事務組織並びに事務分掌規程に定める事務局をいう。

第2章 研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理に係る体制並びに責務(最高管理責任者)

第3条 本学における研究倫理の向上、研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理に関し最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じるとともに、第4条に定める統括管理責任者、第5条に定めるコンプライアンス推進責任者及び第6条に定める倫理教育責任者が責任を持つて研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理が行えるよう指示を与えるなど、適切にリーダーシップを發揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する大学評議会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

4 最高管理責任者が自ら、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学における研究倫理の向上、研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理に関し本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)を置き、研究倫理を担当する副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、研究活動上の不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、第9条に定める不正防止計画に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。(コンプライアンス推進責任者及び副責任者)

第5条 本学の部局における研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を置き、学部長、学環長、研究科長、機構長、センター長、大学事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次のことを行う。

(1) 研究活動上の不正行為の防止を図るため、部局等内の研究費等の運営・管理に関する全ての構成員に対しコンプライアンス教育を定期的に実施し、受講者の受講状況

及び理解度について把握したうえで、統括管理責任者に報告すること。

- (2) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に研究費等の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
- (3) コンプライアンス教育実施の機会等において毎年、部局等内の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、本学や資金配分機関の規則等を遵守すること、不正を行わないこと、規則等に違反して不正を行った場合は、本学や資金配分機関の処分に服し、法的な責任を負担することを記した誓約書等の提出を求めるこ。
- (4) 統括管理責任者と協議のうえ、研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範の見直しを定期的に行うこと。
- (5) 自己の管理監督又は指導する部局内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を実施すること。

- 3 コンプライアンス推進責任者を補佐する任にあたるコンプライアンス推進副責任者を置き、統括管理責任者が指名する。

(倫理教育責任者及び副責任者)

第6条 本学の部局における研究倫理に関する教育や啓発、研究データの保存に関するガイドラインの徹底等、研究倫理の向上のための教育プログラムの実施について実質的な責任と権限を持つ者（以下「倫理教育責任者」という。）を置き、学部長、学環長、研究科長、機構長、センター長をもって充てる。

- 2 倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次のことを行う。
- (1) 研究倫理に関する教育や啓発等、研究倫理の向上のための教育プログラムを策定し、部局等内の全ての構成員に対し倫理教育を定期的に実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握したうえで、統括管理責任者に報告すること。
 - (2) 統括管理責任者と協議のうえ、倫理教育の見直しを定期的に行うこと。
- 3 倫理教育責任者を補佐する任にあたる倫理教育副責任者を置き、統括管理責任者が指名する。

(研究者の責務)

第7条 研究者は、研究費等を適正に使用するとともに、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、この規程及びこの規程に基づく最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び倫理教育責任者の指示に従わなければならない。
- 3 研究者は、コンプライアンス推進責任者及び倫理教育責任者が実施するコンプライアンス及び研究倫理に関する教育・研修等に参加しなければならない。
- 4 研究者は、研究費等に係わる調査があった場合は、これに協力しなければならない。
- 5 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を原則10年間、

試料や装置等は原則 5 年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(監事)

第 8 条 最高管理責任者は、第 4 条に定める統括管理責任者から不正行為認定の報告を受けたときは、学校法人桐蔭学園寄附行為に定める監事（以下「監事」という。）に報告しなければならない。

第 3 章 不正防止委員会

(不正防止計画)

第 9 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、その防止のため、研究活動上の具体的な不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、不正防止計画の進捗管理を行うものとする。

(不正防止委員会)

第 10 条 全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止委員会を置く。

2 不正防止委員会は、統括管理責任者を委員長とし、大学事務局長、総務部長及び統括管理責任者が指名する研究経験者並びに統括管理責任者が必要と認める者をもって構成する。

3 不正防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 不正防止計画の推進に関すること。
- (3) 不正防止計画に係る運用ガイドラインの策定に関すること。
- (4) 不正防止計画の検証と改善に関すること。
- (5) 不正発生要因に対する改善策に関すること。
- (6) 研究活動上の行動規範案の作成に関すること。
- (7) 研究活動上の行動規範の浸透を図るために方策に関すること。
- (8) 研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程等の運用につき公正であり、かつ、透明性の高い仕組みの構築に関すること。
- (9) 研究活動における利益相反マネジメントに必要な事項に関すること。
- (10) 研究データの保存・開示に関するガイドラインの策定及び見直しに関すること。

(不正防止計画の実施)

第 11 条 研究者は、主体的に不正防止計画を実施するとともに、不正防止委員会と連携及び協力しなければならない。

第 4 章 内部監査

(内部監査体制)

第 12 条 本学における内部監査は、桐蔭横浜大学内部監査規程（以下「内部監査規程」と

いう。) による。

- 2 前項の規定は、監事及び資金配分機関等による研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理に関する監査を妨げるものではない。

(内部監査の実施)

第13条 内部監査は、内部監査規程に基づき実施する。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項に留意して内部監査を実施する。

- (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、全学的観点から研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理の体制整備等についての改善を重視した監査を行うこと。
- (2) 不正防止委員会と連携し、不正発生要因を把握した上で、効果的かつ実効性のある監査を行うこと。
- (3) 監事及び会計監査人と連携し、監査を行うこと。

第5章 相談・通報等の受付及び対応

(相談窓口)

第14条 本学における研究活動及び研究費等の運営・管理について相談を受け付ける窓口(以下「相談窓口」という。)を総務部に置く。

- 2 相談窓口に職員を置き、総務部の職員をもって充てる。

- 3 総務部は相談窓口の名称、場所、連絡先、相談の方法、その他必要な事項を周知する。

(通報窓口)

第15条 本学における学内外からの研究活動上の不正行為に関する通報(以下「通報」という。)を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)は、学校法人桐蔭学園公益通報に関する規程第5条に規定する通報窓口、コンプライアンス推進責任者及び倫理教育責任者とする。

- 2 統括管理責任者は、通報窓口の名称、場所、連絡先、通報の方法その他必要な事項を学内外に周知する。

- 3 通報窓口は、学内外から不正行為に関する通報があった場合には、すみやかに、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

- 4 通報窓口は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

(通報等に対する対応)

第16条 研究活動上の不正行為に係る通報があった場合、又は報道や会計検査院等の外部機関から指摘を受けた場合の対応については別に定める。

第6章 雜則

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月19日から施行する。